2015 6月一般質問全貌

(川上議長)

休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を許します。5番前住孝行議員。

(前住議員)

はい。皆さん、こんにちは。

こんにちは。

(前住議員)

5番前住孝行です。傍聴者の皆さん、また本日よりCM のなくなったインターネット中継でご覧の皆さんお忙 しい中ありがとうございます。2ヶ月前になりますけど、 4月11日の若桜鉄道SL社会実験には1万3,468名が 若桜鉄道沿線に駆け付け、今月にはその経済効果が発表 になるということで、その結果が待ち遠しい気持ちで一 杯です。鉄道ファンでない私も勇壮に走るSLの姿を間 近にすると何か心にこみ上げてくるものを感じました。 町内外の方から「SL社会実験は凄かったですね。」と 言われまして、自分で撮った動画を見せびらかせました し、ブログやフェイスブックでも公開させてもらってい ます。ちなみにその動画再生回数ですけど、866と私が 公開した動画の中でも断トツの公開回数ということで す。それで、先日の臨時会の町長の報告の中で、その場 の来賓での会話で、「鳥取県、鳥取市、八頭町、若桜町 とで支援せんといけんな。」という話になったというこ とをお聞きしました。大変喜ばしいことだと思っており ます。実際にお客さんを乗せて走る日が1日も早いこと を祈念いたしまして通告させてもらっています2つの 質問に移りたいと思います。

遊休施設利用について

まず、1つ目は遊休施設利用についてです。

4月の教育民生常任委員会で所管施設の視察を行いました。その中で休校しているつく米分校にも入らせてもらいました。ほとんど使われていないこの施設を「もったいないな」という言葉しか聞かれませんでした。平成24年の6月にも同じような質問をさせていただきましたが、結局3年経ちましたが何ら変化はありません。この施設をどのようにされる計画か、お訊ねします。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。休校しているつく米分校の施設利用計画についてのお訊ねでございますけども、平成 24 年 6 月の議会でつく米分校の活用について教育旅行を含めた研修の場の拠点にならないかという前住議員のご質問に、教育長が教育旅行の受け入れや研修の場としての活用についての貴重な提案としてこれから検討するよう答弁もし

ております。氷ノ山は貴重な動植物が生息し、地形や地 質、星空、四季を通じた自然環境など多くの学習要素が あり、自然体験等の研修の場として最適な場であると認 識しております。しかし、研修体験施設としましては響 の森がリニューアルされ氷太くんとセットで教育体験 旅行の受入先としての活動が始まっております。現在は 休校のため教育施設としての利用しかできませんので、 活用方法も本当に限られたものになります。また、休校 にするにあたっては地元からの要望で廃校ではなく休 校にした経過もございますので、まず、教育委員会が廃 止に向けて地元のご理解を得るための協議が必要でご ざいますし、学校は地元のシンボル的なものでございま すので、活用方法については都会からITの会社を受け 入れるとか、氷ノ山の自然を観察する大学の研究所にな らないかとか、また、一般の企業の誘致ができないか、 つく米集落との交流施設はどうか、いろいろ考えられま すけども、道路の整備も着々と出来てきますので、そろ そろ地元と一緒に活用委員会を作って検討していくべ きだと考えているところでもございます。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。休校ということですので、休校なんで、それ以外なかなか使う道が難しいのかもしれませんし、それで、じゃ、もし本当に対象児童が現れたら復活するのかどうかということが本当にまずあるんですけど、その辺、もし、これは町長に訊くべきなのかな。はい。はい。訊かせていただけたらと思いますが、これは教育長ですかね。はい。教育長、もし、答弁がありましたらお願いします。答弁を求めます。高木教育長。

(川上議長)

(高木教育長)

はい。先程の話ですけども、一応、今は休校というこせんで自治会の方から、私はその当時教育長ではあいて自己いことは分かりませんが、聞いているというによりますと答弁にも書いてあるとおきで、休校状態であるというによります。とないというが来たいのはいけども、それについて休校を今度は開ないもしたがのに対したというにというにというにというにということにはたぶんならないと、えが、思っております。はい。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員) はい。本当、私自身も休校イコール廃校というか、もうたぶん復活せんだろうなというふうに勝手に思っていましたので、ちょっと急に質問をさせていただきました。

(川上議長)

(小木町長)

答弁を求めます。小林町長。 はい。地元とは協議はしておりませんけども、地元の議 員 さんには一緒になって協議をしましょうという話は しております。ご存じのようにこれから5年先になりま すと、氷ノ山の氷太くんのところの広場に大きなグラウ ンドを計画しておりまして、県土整備事務所の方につき ましては、その基盤まではちゃんとしてやるということ がございますけども、これにはつく米の皆さんの大きな やっぱり用地の承諾がいるわけでございまして、そうい うものと私は併せて一緒に議論をしながら集落の皆さ んといい機会でございますから、一緒になって考えてい こうということが一番得策ではないだろうかなという ことを思っているところでございます。今インターネッ トでパッと広げて、たくさんの人が来るということも考 えられますけども、やっぱりこれまでからずっと経過を 見ますと、つく米の皆さんとのしっかりとした議論の中 で進めてまいりたいと。多少遅れてくるとは思いますけ ども、私たち大きな事業をこれから控えておりますので、 しっかり道路事情も良くなりますし、そういうようなと ころと併せてこれから検討していく方が一番得策だと いうことを思っておるところでございますけども。はい。 前住孝行議員。

(川上議長)

(前住議員)

はい。本当にトンネルは掘ったけどそんなに変わらんじゃいけないので、本当にそういった部分でもちょっとずっ進めていただけたらと思います。つく米分校もこの間、観光協会のトレッキングコースの一部としてトイレ休憩とかで使わせていただいておりまして、全然使っていないというわけでもないので、また、そういった利用の方も引き続き続けていただけたらなというふうに思っております。

では、次の2つ目の質問になるんですけど、同じような

質問になりますが、その視察時に自立支援ハウスの方も 視察しました。通学合宿等で使用されていますが、それ 以外はあまり使っているようにありません。この施設も 利用者がなければ別のことも考えていかないといけな いのではないかと思うんですが、所見を伺います。

(川上議長)(小林町長)

答弁を求めます。小林町長。

はい。自立支援ハウスの今後の施設利用についてのお訊 ねでございますけども、若桜町では高齢者が一人暮らし になっても少しでも長く住み慣れた町で安心して自立 した生活が送れるよう旧若桜中学校寄宿舎を改修して、 平成 15 年度に若桜町高齢者自立支援ハウスとして整備 しています。定員は5名で個人のスペースと共同スペー スを整備しましたが、利用者は平成 16 年 2 月~17 年 3 月まで利用された方が1名のみで、その後の利用者はな い状態が続いています。利用者がない要因として、自立 した生活が送れるよう、家は住み慣れた地域で、また、 自宅で暮らし続けたいと望んでおられることや知らな い方との共同生活への不安などハードルとなっている ものと考えております。しなしながら、年々高齢者の人 口は増加しており、独居生活に不安を抱えているという 声を多く耳にします。指導員等を置いて環境整備をしな いと活用できないかとも思っておりますし、要支援の方 のハウスとして民間の方が活用できないか、これらの声 に応えるためにはどのような活用方法があるのか、具体 的に検討していかなければならない時期が来たという 具合に思っておるところでもございます。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。私も議員させてもらってからこれまでの利用あしていただいで、それかというのを聞かせていただいのをさせている感じがないというのをさんからした質問をしたといった質問をしたが、本なれるのとなんがして、たちょったりに思ったというのとないで、どうの分ったというの利用というととないのとされたいというのか家で言とふかの利力にある方がいるというない人もある方がでもというない人もある方がでで、その後の広報っていると思います。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長) はい。私の記憶では広報はしてないような気がしておる ところでもございます。会って私も前の方にはお話した

(川上議長)(前住議員)

前住孝行議員。

はい。本当にその指導員という方が必要なんかなという ふうに思いました。それで、その民間活用、民間の方に お願いするというようなことも重要かと思います。それ で、その使用用途といたしまして、ちょっと自分自身の 経験というか、これまでの経験で考えたことなんですけ ど、私のいとこなんですけど、重度の障がいを持ってお りまして、それで僕より1つ上の人だったんです。親は もう高齢でして、それでずっと世話をしていかないとい けないというような状況で、それで、だいぶ高齢になっ てきて、なかなか世話も大変になってきた状況のときに、 ぼそっと「私たちが先に死んだらこの子はどうなるんだ ろう。」というふうに言う言葉を聞いて、ちょっと考え させられたことがありました。結局、何年前かな、3、 4年前に亡くなって、それで、結局そういうことはなく なったんですけど、やはりそういう障がいを持った方の 保護者っていうか、今はたぶんどこかの鳥取の方の施設 みたいなところに預けられるのかと思うんですけど、事 前にそういった、事前っていうか、身近なところで、そ ういった障がい者を受け入れるところがあって、管理人 じゃないですけど、指導員の方もおられるとちょっとは 安心して保護者の方も暮らしていけるんじゃないかな というふうにも考えて、ちょっと提案させていただきま したが、もし、そういったことについて、ご意見等あり ましたら町長に伺いたいと思います。

(川上議長)

(小林町長)

はい。私の方にも八頭ひかる会の方から、年に2回、再三そういうようなこともお話を、提案もしていただいておるようなところでもございますし、そういうようなことも含めて、併せて考えていくことも非常に大切ではないだろうかなということを思っておるところでもございます。

答弁を求めます。小林町長。

- (川上議長) 前住孝行議員。
- (前住議員)

はい。3番目の方に移りたいと思います。その辺の指導 員 の 件 に 絡 め て で す が 、地 域 お こ し 協 力 隊 で な ん か そ う いったことの活用ができないのかどうかっていうこと をお伺いしたいなと思います。

(川上議長) (小林町長)

答弁を求めます。小林町長。

はい。今現在、若桜町が募集している地域おこし協力隊 は、地域の特性を活かした特産品の開発など商業による 地域おこし活動に従事させる方でございまして、前住議 員のおっしゃるとおり地域の活性化に繋がるのであれ ば地域おこし協力隊が遊休施設を活用されることはや ぶさかではないと思っております。地域おこしの一例と いたしまして、例えば、棚田米の生産や鯉料理、林業な どに従事していただく、担い手不足を解決していくため に遊休施設を活用しながらやっていただけるような仕 掛けも必要だと思いますし、そして、地域の住民と一緒 になって地域活性化に一役買っていただければ町も活 性化していくと思います。具体的には吉川の寄来屋は活 用があまりなされていない、そんなところにも入ってい ただき、都会からの子どもたちを受け入れて林業、農業、 畜産、むらづくりの体験等十分に活用してもらうと。そ ういうようなことは地域おこしでも十分にできると思 っておるところでございます。しかし、やっぱり福祉の そういう格好になってくると、それだけに任せるという ことはできませんから、やっぱりそれより上に、少しや っぱりそういう方がおられて、その中で働いていくとい うことは十分に私は活用はできるんじゃないだろうか なということを思っておるところでもございます。

(川上議長) (前住議員) 前住孝行議員。

はい。先程の町長の答弁の中にも特産品開発で林業に従 事しというようなことがありました。それで、ちょうど 私も樹氷太鼓のメンバーに入らせてもらっておりまし て、環境大学のメンバーもたくさん今来ていただいてい て、結構太鼓以外でもこの若桜町にいろいろ関わってく ださっていて、とてもありがたいことだなというふうに 思っていまして、それでそのメンバーの1人が「もう若 桜に住みたい。」と、女の子ですけど、それでその子の 野望なんですけど、「自然学校を創りたい」というふう なことを言っておりまして、それで、それはええことだ と、本当に氷ノ山とか若桜町のこの自然を活かすのにと てもいいことだなと思いますので、これは町長に話して おかないけないということで話させてもらいますけど、 それで、本当でその自然学校を創りたい、どういうふう にやって創るんかというのはまだその辺は研究中だと いうふうに言っていましたけど、その前段で響の森がや

っとんさりますインタープリターの資格とか、そんなの も取りに行っておられますし、氷ノ山ばっかりでなくて リスの森プロジェクトですか、あっちの方のお手伝いも したりしておって、本当にそういった人材がいるという、 もうこれはもう絶好のチャンスだと思いますので、何と か留めて若桜町に残ってもらえるようにしてほしいな というふうに思っております。それで、またその友達に なるんですけど、環境大学の学生ですけど、その子は今 度は林業がしたいということを言っているそうで、ちょ っとその辺、その子とはまだ直接会ってはないんですけ ど、そういった思いのある学生も出てきていますので何 とか留めてほしいなというふうに思います。出身を聞け ばその女の子の方は静岡市、それでこの林業をしたい子 は岐阜だったかな、はい。の子ですし市内の子だったと 思いますので、ぜひとも何とか引き留めるようなことを していただけたらというふうに思います。そのことにつ いて何か町長、所見があればお願いします。

(小林町長)

(川上議長)(小林町長)

はい。

答弁を求めます。小林町長。

私は、樹氷太鼓の皆さん本当に素晴らしいなと思って以 前から見ておりましてですね、鳥大生、環境大学生、知 らん間に若桜ファンになって若桜に住みたいというこ とで環境大学のお嬢さんにもちょっと私も会わせてい ただきました。「とにかく若桜に住みたい」、「若桜大好 き」ということでございまして、ああ、こういう活動を どんどんされると本当に若桜に住みたいんだなという ことが私たちもよく分かりました。私は彼女に会いまし て、「役場も募集しておりますから独身もたくさんおり ますで。」と冗談を言いもってお話をしたんですけども、 受験してみられたらどうですかという話やら、また地域 おこし協力隊のこともございます。例えば、例えばの話 でございますけども、吉川の寄来屋に入っていただいて そこでどのように都会の方から若い子を連れてきて畜 産や林業体験ができるか、そこには集落の若い人が集ま って委員会をこしらえて、皆でこうして考えてやってい くというようなことは素晴らしいことができりゃせん か、あるいは、これはつく米でも一緒だと思うんですけ ども、そういうようなことがどんどん、どんどん考えら れていくし、発展ができるという具合に思っておるとこ ろでございまして、私はそういう環境をこれからは作っ ていきたいという具合に思っておりますので、一つグル ープの皆さんにもよく言っておいてください。はい、お 願いいたします。

(川上議長) 前

前住孝行議員。

(前住議員) はい。本当にとてもいい答弁で、すぐに連絡したいとい

うふうに思います。本当にこういった遊休施設というのが有効に活用されるということで、より活気のある若桜町になるんではないかというふうに考えます。目的に沿ってちょっと視点を変えての利用方法というのもあるかもしれませんし、またはもう思い切ってその使用目的とは変わった利用がなされて、活用されればといううに個人的には思います。

危険空き家対策について

それでは、次の質問に移りたいと思います。2番目の危険空き家対策についてです。

平成 26 年 6 月、2 年前ですね、空き家解体助成制度の創設を提案させていただきました。それからちょうど2 年経ちました。その中の町長の答弁の中では、「解体補助金は考えていない」というふうに答弁されました。 補助金は考えていない」というふうに答弁されました。 そ国的な課題であったため、空き家対策な別措置法が5月の26日に全面施行されました。危険な空き家」と言われるそうですけど、若桜できているのか、何います。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。前住議員の空き家等の対策の推進に関する特別措 置法が全面施行されたが本町では条例が未整備である ことについてのご質問でございますけども、空き家等対 策の推進に関する特別措置法は地域における人口減少 や既存の住宅建築物の老朽化、社会ニーズ及び産業構造 の変化に伴い増加している空き家等が住民生活に深刻 な影響を及ぼしているため、生活環境の保全と空き家等 の活用の促進を目的に平成26年11月に公布され、翌平 成 27年2月26日に一部施行、同年5月26日に全面施 行となった法律であります。この法律には、空き家の所 有者及び管理者に対する管理責任が規定されていると ともに、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家の所有 者等に関して自治体による指導、助言、勧告、命令など の措置について規制されております。また、全面施行に 伴い国土交通省ガイドラインも定めており、その中で自 治体が行う措置についての基準等が規定されておりま す。これらの規定によりまして危険空き家等に対する対 策は可能であると考えますが、法の趣旨に鑑み、より地 域の実状に則した対応を講ずるため、関係各課の連携及 び本町としての判断基準を検討することとしておると ころでもございます。

(川上議長) 前住孝行議員。

(前住議員)

はい。2年前の一般質問の答弁の中にも「条例を制定するまでに周辺住民の意見を聞いたり、所有者にも連絡して解体してくださいと言ったりすることの方が急ける」というふうにおっしゃいました。これは新法で言えば「助言」とか、「指導」というふうにあたると思うんですけど、この2年間ですけども、この近年ですがも方実際にそういった指導というか、助言されて解体された実績があるのかどうか、ちょっとお訊ねしたいと思います。答弁を求めます。小林町長。

(川上議長)

(小林町長)

はい。この2、3年の間でございますけども2件ほどご ざいまして、1件は付属建物でございましたですけども、 これは本宅も全くおられないというようなことで、都会 の方に住んでおられましたから、地域の皆さんがこちら の方に何とかしてなと来られたんですけども、やはりち ゃんと探して連絡を取られましたら、ちゃんと解体をさ れたということで地域の皆さんも安心しておられまし た。それからもう1件は、ちょっとまだあれなんですけ ども、氷ノ山の方に上がっていきますと1つありますね、 これも地域の皆さんからもちょっとあったんですけど も、これもやっぱり親戚がないかなということでしっか りと探していただきましたら、親戚の方がこれはちゃん と解体をするというようなことも出てきておるところ でもございまして、結構、私たちもやっぱり集落や行政 が努力をすればある程度のことはそういうようなこと で処理はできるということは思っておるところでござ いますけども、これから先にかなりやっぱりそういう空 き家が出るということもありますので、こういうことに ついては、私たちもこの間も、新聞にも出ておりました ね、条例を制定しているところがあるということもあり ますから、しっかりと私たちもやっぱり条例については 真剣に検討をしてみたいという具合には思っておると ころでございます。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。本当に条例制定も本当にやっていかんといけんのかなというふうに思ったりします。その中でも先程とはも言われましたが、より地域に沿ったい法律は何かな当に重要だと思います。結構その新しい法律は何れる強型、以前も言いましたが、その辺はなるべく柔軟型の方にいけるようなことの方がいと思います。の辺も検討していただけたらというふうに思います。

では、2つ目の質問に移りますが、それで若桜町はまだ 条例は制定してないんですが、5月27日の日本海新聞 の方に県内のそこでは危険空き家と書いてありました けど、特定空き家の数が示されていまして、現状把握は できているのは少なかったんですけど、若桜町は専門員を置いているという成果かなというふうに思いますが、 4件の特定空き家があるというふうになっていました。 それで、本当にその特定空き家の危険空き家ですけど、 周辺住民にとって深刻な問題だと思いますがどのよう な対応をしていくおつもりか、お訊ねします。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施 行に伴う本町の対応についての質問でございますけど も、まず、先程のご質問にお答えしたとおり、先月全面 施行となった空き家等対策の推進に関する特別措置法 の規定及び特定空き家等に対する措置に関する適切な 実施を図るために必要な指針の基準に基づき、対応が可 能となっております。具体的には専門員等により特定空 き家等の所在を確認し、その所有者又は管理者について 固定資産税情報の活用により特定し、所有者等に対し修 繕 、撤 去 な ど の 周 辺 の 生 活 環 境 の 保 全 を 図 る た め の 措 置 を取るよう指導、助言、勧告、さらには命令と段階を踏 んで改善を求めます。それでもなお改善が見られない場 合には必要な手続きを経た上で、行政大執行が可能な旨 が規定されております。いずれにいたしましても個人の 財産に関することでありますので、基本的には所有者等 の責任において適正な管理を求めていきますが、その責 任が果たされない場合には法の規定に基づき適正に対 処してまいりたいとも考えておるところでもございま す。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。本当にその法律に則ってということでされ、先程に別ってという。それで、先述のに思います。の方に思いらというにとであります。の方にとなるということであればと特別措置か、できま定のにおるというにとなるということであればなっておばないなるということでであるというにはなっておばであるといけない状況にはなってお話であるといけない状況にはなっておいなを考えないとない状況にはなっておいなるといけないがら進むんじゃないであるといいます。

(川上議長)

答弁を求めます。小林町長。

(小林町長)

はい。当然、指定をしたらやらなくてはならないという 具合に思っておるところでもございます。

(川上議長)

前住孝行議員。

(前住議員)

はい。たぶん、所有者の方もこの情報はたぶん得られていて本当に考えないといけないと思って考えておられ

ると思うんですけど、なかなかそれで、すぐ、向かえる 方は、それはそれでいいんですけど、なかなか難しい方 もあるんかなと、今日たまたまNHKの「あさイチ」で やっていまして、なかなか9時ぎりぎりにならんと私も 来られなかったんですけど、そういった面もあったりす るので、やっぱり先程町長が言われましたように、より 地域に合ったということで、危ないのは本当に早く撤去 せんといけんのですけど、所有者の方がよりやりやすい ように考えていただけたらなというふうに思います。 年前の質問は繰り返しませんけど、確か前回提案させて もらったときに紹介した自治体、秋田の大仙市かな、の 方も補助金、助成金と解体助成金と何か銀行と一緒にな って解体ローンというのを組んでされるというような やり方もあるそうですし、長崎の方ではもうそれはちょ っと難しいんかもしれませんけど、もう空き家を行政が 買い取って、それで公共施設にするというようなことも されているようでして、そういった事例もあると思いま すので、何べんも聞きませんけど、そういったことも考 えながら危険空き家が、特定空き家がなくなるように配 慮していただけたらなというふうに思います。

本当に以前も申し上げました、こういった特定空き家というのを放っておくより本当に更地にしてしまって、それで本当に若い人が本当に何かできるようなことがないかなというふうに以前も言わせていただいたんですけど、そういった環境づくりをしていただけたらなというふうに思います。

以上で質問を終わります。